



就労系障害福祉サービスを利用される皆さまへ

令和7年10月から開始 就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

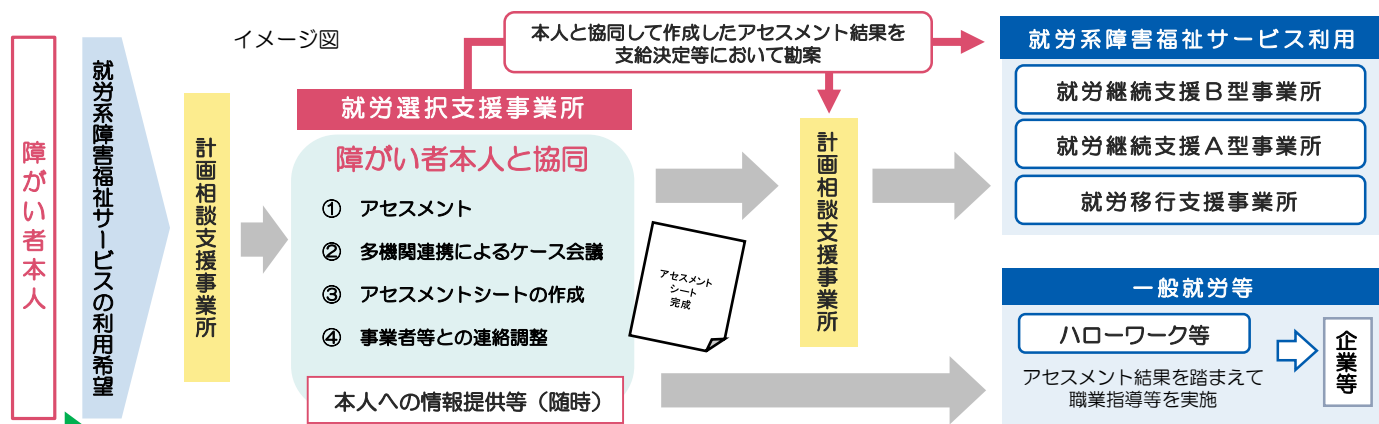
障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「**就労選択支援**」が創設されました。

どんなサービス？

本人が主体的に働き方を選択できるよう自己理解から進路選択までをサポートします！

＜具体的内容＞

- ① 作業場面を活用した状況把握（アセスメント）
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



対象者は？

＜原則利用が必要です＞

- ・ 就労経験がなく「就労継続支援B型」を新たに利用したい方

＜希望に応じて利用可能です＞

- ・ 「就労移行支援」や「就労継続支援A型・B型」の利用を検討している方
- ・ どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方
- ・ 「就労継続支援A型・B型」を利用中で自身の働き方を見直したい方 など

※令和9年4月から

＜原則利用が必要になります＞

- ・ 「就労継続支援A型」を新たに利用する意向がある方
- ・ 「就労移行支援」を2年間利用し、さらにもう1年利用を希望する方

裏面へ続く

草加市在住の特別支援学校の在學生について

高校2年の5月～7月頃の利用を原則とします

卒業後の進路を本格的に検討していく時期に利用ができるように設定をしています。

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学	必要に応じて利用				保護者説明会 進路希望調査		必要に応じて利用			サービス 申請	
2年	サービス 申請	原則利用				必要に応じて利用						
3年	必要に応じて利用											

※運用の都合上、利用期間を設定することになっています。状況に合わせて柔軟に対応していきます。

※各学年で複数回利用することは制度上可能ですが、**利用希望がある場合**とします。

対象者は？

特別支援学校の在校生

卒業後、就労継続支援B型の
利用希望がある

必須

卒業後、就労継続支援A型の
利用希望がある

必須

卒業後、一般就労か福祉的就労
をするか悩んでいる

希望に応じて

※利用対象の場合、市と特別支援学校が連携し、ご案内をさせていただきます

「就労選択支援」を利用したい・利用が必要か確認したいなどの場合は？

市や関わりのある相談支援員 等にご相談ください！

草加市役所 問合せ先

<利用者が18歳以上の場合>

福祉部 障がい福祉課 障がい給付係／第1・第2障がい支援係

TEL：048-922-1859（制度のこと等）

048-922-1442（ケースワーカーへの相談等）

FAX：048-922-1153

メール：shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

<利用者が18歳未満の場合>

こども未来部 こども政策課 こども援護係

TEL：048-922-1483

FAX：048-922-3274

メール：kodomoseisaku@city.soka.saitama.jp